

11月は

児童虐待防止推進月間です



地域で見守り、
児童虐待を防ぎましょう！

児童虐待は、子どもの人権を侵害するだけでなく、時には生命の危険や心身の発達にさまざまな影響を与えます。

児童虐待は早期発見と早期対応、未然防止が極めて重要です。子どもに関わる機関をはじめ、地域においても児童への虐待を発見した場合や疑いがある場合は、迷わず通報してください。通報いただいた方の情報はもちろん守られますし、匿名でも構いません。地域の見守りで、大切な児童を虐待から守りましょう。

面前DVは児童への
心理的虐待です！

子どもの前で配偶者などに対して暴力や暴言する行為を面前DVと呼び、児童虐待の心理的虐待に分類されます。

警察からの面前DV通告により、児童への心理的虐待件数が全国的に増加しています。面前DVは夫婦喧嘩では済まされず、子どもの心身の成長発達においてさまざまな影響を与え、長期化した後遺症が生じたりする場合もあります。

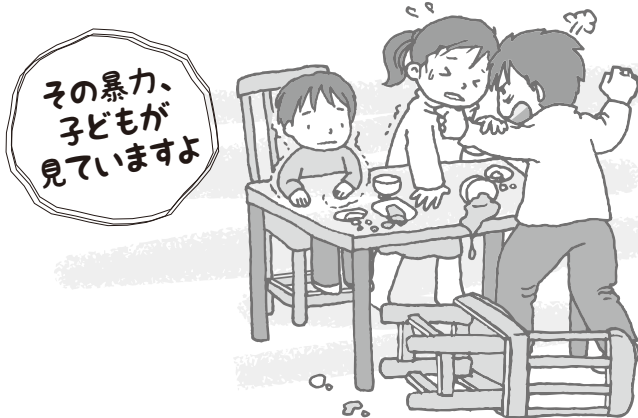
また、子どもは家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問

題解決手段として暴力や暴言を用いることを学び、身に付けてしまふことがあるため、早期発見や早期対応が必要となります。

* * *

近隣などで児童虐待と思われる場合は、児童相談所全国共通ダイヤル ☎189 または市こども相談センター ☎723195 にご連絡ください。

そのほか、お子さん(0歳～18歳)のことで悩んでいる・困っていることなどがあれば、1人で抱え込まずに、お気軽にご相談ください。



児童虐待とは何か？ 児童虐待は主に次の4つの行為に分けられます。

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ飛ばす、体を押し付ける、首を絞める、髪を引っ張る、激しく揺さぶる、やけどや傷を負わせる、溺れさせる など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別、子どもの目の前で家族に対して暴力や暴言 など

性的虐待

子どもへの性的行為、性器を見せる・触らせる、触る、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

食事を与えない、入浴させない、家に閉じ込める、家から閉め出す、学校に行かせない、夜に子どもだけで過ごさせる、不衛生な環境で養育する、自動車の中に放置する、病気になっても病院に連れていかない など

地域で見守ります！

石狩市こども見守りネットワーク協議会

(要保護児童対策地域協議会)

市が設置するこの協議会は、保育所や幼稚園、学校、教育関係機関、医療関係、警察、福祉関係施設と事業所、児童相談所、市担当部局などの機関が連携するもので、保護を必要とする児童や心配な家庭などへの支援を行っています。

子どもたちに
家庭の温かさを

里親制度



諸事情により家庭で暮らせない子どもを自分の家庭に迎え入れて養育する里親制度で、里親には養育里親・専門里親・養子縁組里親などがあります。子育てを終えた方、子育て中の方、お子さんがいない方でも登録できます。より詳しく知りたい方、登録を希望する方は、北海道中央児童相談所にお問い合わせください。

問合せ 北海道中央児童相談所 ☎011-631-0301



毎年11/12～25は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

DVとは？

女性に対する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女が平等で互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

特に、夫婦間（内縁関係も含む）の中で起こる暴力行為のことをDVといいます。DVは主に次の4つの行為に分類されます。

●身体的暴力

殴る・蹴る・物を投げつける など

●精神的暴力

大声で怒鳴る・長期間無視し続ける・交友関係や携帯電話などを細かく監視する など

●経済的暴力

生活費を渡さない など

●性的暴力

嫌がっているのに性的な行為を強要する など

デートDVとは？

若い男女間で振るわれる暴力行為を「デートDV」と呼びます。付き合っているのに相手のことが怖い、付き合っていることが辛いと感じたらそれは「デートDV」です。

ひとりで悩まず家族や先生、友達、相談機関に相談しましょう。また、お子さんの表情が暗く

なった、交際相手の話をしなくなった、携帯電話の着信をすぐくきにしてビクビクしている、体に傷がついているなどの異変を感じたら「あなたの味方だよ」「あなたは悪くないよ」と声をかけてあげてください。簡単に別れればいいとは言わないでください。別れられないのがデートDVの特徴です。

石狩市の取り組み

市ではDVや児童虐待に悩んでいる方のための相談窓口を開設しています。既婚・未婚を問わず、女性に対するあらゆる暴力について解決のお手伝いをします。秘密は厳守されますので、安心してお越しください。



パネル展を開催します

DVやストーカー行為、若い男女間で起こりやすいデートDVなどに関するパネルを展示します。

期間・場所 11/13(月)～15(水)
りんくる(花川北6・1)
11/16(木)～24(金)
花川南コミセン(花川南6・5)
※20(月)は休館日
時 間 10時～、最終日15時まで

女性相談・家庭生活相談も開設中

お気軽にご相談ください。期間中の日程は次のとおりです。

日時・場所 11/14(火)10時～15時
市役所(花川北6・1)
11/21(火)10時～15時
市役所・花川南コミセン
(花川南6・5)

少しでも「おかしいな？」と感じたら…

専門機関に相談しましょう

DV相談

広聴・市民生活課(市役所1階17番窓口)
平日8時45分～17時15分 ☎72・3191

北海道立女性相談援助センター
(札幌市西区西野3・9・12・36) ☎011・666・9955
平日9時～17時・17時30分～20時、土・日・祝日9時～17時
※年末年始を除く

児童虐待相談

こども相談センター(市役所2階)
平日8時45分～17時15分 ☎72・3195
児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

緊急時は110番通報を！